

令和3年3月吉日

市 連
地区連 各事務局長 殿
高体連

神奈川県空手道連盟
理事長 市川 文一
技術委員会・指導部会
部会長 村上 純二
(公印省略)

令和3年度(公財)日本スポーツ協会公認コーチ4

養成講習会受講希望者の推薦について

標記の件について、(公財)全日本空手道連盟より通知がありました。
推薦希望者は、受講推薦条件をご確認の上、下記アドレスに提出書類をお送りください。県連より推薦可能と判断された場合、インターネットからの申し込みに必要な認証コードをお知らせします。

記

1 推薦書提出締め切り 3月12日(金)必着

2 提出書類

- (1) 受講希望者推薦書
- (2) 全空連・JSPO 会員証(写)貼付書

3 受講推薦条件

※協力団体主催の国際大会は対象外とする。

(1) ナショナルレベルのトレーニング拠点において、競技者の育成にあたり、過去にコーチまたは監督として、国際的な競技会に帯同した経験があること。(2) ナショナルレベルのトレーニング拠点において、競技者の育成にあたり、近々コーチまたは監督として、国際的な競技会に帯同する予定があること。(3) インターネットサービス「指導者マイページ」から申込みできる者。

4 受講資格

以下①～④の基準を全て満たす者

①公認5段以上 ②満32歳以上 *年齢は受講年度の4月1日現在の満年齢をいう。 ③空手道歴15年以上(満15歳より数える) ④空手道コーチ3として指導実績があり、国際的レベルの競技者として、また国際的レベルの競技会にコーチ・監督として帯同した相当の経験があり指導者資質があると都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。

5 専門科目講習会開催期日・場所(予定)

令和4年2月18日(金)～2月20日(日) 2泊3日:日本空手道会館

※共通科目日程は日本スポーツ協会ホームページ(スポーツ指導者養成講習会)より後日確認

5 注意事項

(1) 申込後、審査・推薦に通った場合のみ受講可能となります。

※全空連よりの注意事項として、近年、推薦対象外の方が多く申請されていると
のことで提出前にご確認のうえ、申し込みをお願いいたします。

(2) 県で推薦可となった場合、提出された「推薦書」「全空連・JSPO 会員証」を県連より全空連へ提出します。その後「推薦書」を全空連が厳正に判断し、推薦決定となります。また、合わせて各自「指導者マイページ」よりインターネットでの申し込みが必要となり、双方での登録が義務付けられています。(昨年度より受講者本人が「指導者マイページ」で申し込みできる者と受講条件が追加されています)

(3) 推薦書提出、インターネット申込みの締切が近いので、期限にご注意ください。

「提出書類送付先」 E-mail gijutu.kanagawakarate@gmail.com

指導部会 事務長 秋山友香理

別表 (公認スポーツ指導者 資格取得基準)

種別	資格取得基準			
	公認段位	年齢	空手道歴	受講条件
コーチ 4	5 段以上	32 歳以上	15 年以上	①空手道コーチ 3 として指導実績があり、国際的レベルの競技者として、また 国際的レベルの競技会にコーチ・監督として帯同した相当の経験があり 指導者資質があると都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ②全日本空手道連盟が指名した者。(免除条件については別途定める。)
コーチ 3	4 段以上	28 歳以上	12 年以上	①空手道コーチ 2 として指導実績があり都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ②資格保有者ではないが国際的レベルの競技者として、また 国際的レベルの競技会にコーチ・監督として帯同の経験があり 指導者資質があると都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ③全日本空手道連盟が指名した者。(免除条件については別途定める。)
コーチ 2	3 段以上	24 歳以上	7 年以上	①空手道コーチ 1 資格保有者で都道府県空手道連盟が認める者。 ②資格保有者ではないが 全国レベルの競技者として、また全国レベルの競技会にコーチ・監督として帯同の経験があり 指導者資質があると都道府県空手道連盟が認める者。(免除条件については別途定める。)
コーチ 1	2 段以上	20 歳以上	4 年以上	地域の空手道教室等において、個々の年齢・性別などに合わせ実際に空手道を指導し、都道府県空手道連盟が認める者。(免除条件については別途定める。)

注) 1) 年齢は受講年度の 4 月 1 日現在の満年齢をいう。

2) 空手道歴は満 15 歳より数える。

3) 資格取得後は資格有効期限の半年前までに 1 回以上、本連盟が主催する更新研修会を受講しなければならない。